

高知県海洋深層水研究所のあり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 本県の重要な天然資源である室戸海洋深層水を活用した産業のさらなる振興を図る観点から、室戸市に所在する高知県海洋深層水研究所（以下「研究所」という。）の「取水・分水機能」及び「研究・事業者支援機能」の今後のあり方を検討するため、「高知県海洋深層水研究所のあり方検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 研究所の取水・分水機能のあり方の検討に関すること。
- (2) 研究所の研究・事業者支援機能のあり方の検討に関すること。
- (3) 前各号のほか、検討会の目的を達成するために必要と認められる事項。

(委員)

第3条 検討会の委員は、次の各号に定める者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 海洋深層水に関する事業者の代表
 - (2) 有識者
 - (3) 研究所が所在する室戸市の行政関係者
 - (4) その他知事が必要と認める者
- 2 委員は8名以内とする。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の年度末までとし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期も同様とする。
- 4 検討会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。
- 5 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 6 副会長は、会長を助け、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任される前に招集される会議は、知事が招集する。

- 2 会議は公開とする。ただし、会議において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。
- 3 委員が会議を欠席する場合、会長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。ただし、会長が選任される前に招集される会議は、委員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、会議に参加させることができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務が終了した後も同様とする。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、商工労働部工業振興課海洋深層水推進室に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年8月2日から施行する。